

監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について

杉並区が発注する以下に該当する工事案件において、配置する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格又は雇用関係の確認を下記のとおり行います。

建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,500万円以上のもの。
ただし、建築一式工事の場合は9,000万円以上のもの。）

記

1、入札参加の際は、以下の書類の写しを提出してください。

（1）監理技術者の場合

「監理技術者資格証」の写し

「監理技術者講習終了証」の写し

※「監理技術者講習終了証」は過去5年以内に修了したものに限りします。

（2）主任技術者の場合

「雇用関係が確認できる書類」の写し

- ① 住民税特別徴収税額通知書
- ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ③ 所属会社の雇用証明書
- ④ 健康保険被保険者証（有効期限前のもの） 等

2、落札予定者に対し次の事項の確認を行います。

（1）当該工事案件の工事希望締切日（一般競争入札以外により契約を締結する場合は入札日又は見積書提出日）において、監理技術者等の雇用の期間が3ヶ月以上あること。

（2）監理技術者等が施工期間中の専任を必要とされる期間において他の工事に従事していないこと。

3、契約締結までに監理技術者等を変更する必要がある場合、速やかに変更後の確認書類を提出してください。

ただし、総合評価方式による入札の場合は、変更できる条件を発注公告等で指定した場合を除き変更することはできません。